

交免第398号  
平成29年3月7日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

公安委員会による認知機能検査の実施基準について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査については、「認知機能検査の実施基準の制定について」（平成25年8月16日付け交免第1066号。以下「旧通達」という。）により運用しているところ、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）の施行に伴う改正後の道路交通法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査が実施されることとなったことから、別添のとおり「公安委員会による認知機能検査の実施基準」を制定し、平成29年3月12日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、改正法施行前の高齢者講習に係る認知機能検査の運用については、経過措置により従前のとおりとなることから、旧通達は平成29年9月11日をもって廃止する。

## 別添

### 公安委員会による認知機能検査の実施基準

#### 第1 目的

この実施基準は、改正法の施行に伴う改正後の法第97条の2第1項第3号イの認知機能検査（以下「検査」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、検査の実施に当たり必要な事項について定めることを目的とする。

#### 第2 検査の位置付け及び名称

この検査は、医学的診断を行うためのものではなく、高齢運転者が自己の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚し、引き続き安全運転を継続することができるよう支援するためのものであり、名称は以下のとおりとする。

##### 1 更新時認知機能検査

法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項に規定する検査をいう。

##### 2 臨時認知機能検査

改正法の施行に伴う改正後の法第101条の7第1項に規定する検査をいう。

##### 3 任意認知機能検査

1及び2の検査を受検した者が、さらに再検査を希望した場合に行う検査をいう。

#### 第3 検査の対象者

1 更新時認知機能検査の対象者は、運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けようとする者で、かつ、平成29年9月12日以降に免許証の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上である者、又は平成29年9月12日以降に免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上である者とする。

2 臨時認知機能検査の対象者は、平成29年3月12日以降に、自動車等の運転に関し法若しくは法の規定に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第37条の6の3で定める特定の違反行為（以下「基準行為」という。）をした75歳以上の運転免許保有者とする。

3 任意認知機能検査の対象者は、更新時認知機能検査又は臨時認知機能検査を受検した者で、再検査を希望するものとする。

#### 第4 検査の場所

検査は、岐阜県警察の組織の細目等に関する訓令（昭和44年岐阜県警察訓令第4号）第2条に定める運転者講習センター（以下「講習センター」という。）において行うほか、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が必要と認める警察署その他の施設において行うことができる。

なお、必要により、法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第31条の4の2に定める法人に委託することができる。

#### 第5 認知機能検査員

1 交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に総括認知機能検査専門職を置く。

2 各講習センターには、次のいずれかに該当する認知機能検査専門職又は認知機能検査員（以下「検査員」という。）を2人以上置かなければならない。

(1) 25歳以上で警察庁又は岐阜県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者

(2) 25歳以上で岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査員講習を終了した者又は公安委員会が行う検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

3 運転免許課に、検査員の氏名、住所及び検査員として必要な事項を充足していることを明らかにした認知機能検査員名簿（別紙1）を置く。

#### 第6 検査の通知及び申込み

1 更新時認知機能検査の通知は、検査の日時、場所、検査要領等を記載した普通郵便はがきにより行う。

2 臨時認知機能検査の通知は、検査の理由及び検査の場所を記載した臨時認知機能検査通知書（府令別記様式第18の6）を配達証明郵便により行う。

3 任意認知機能検査の通知は、受検希望者の申出に対して、検査の日時、場所、検査要領等を口頭により行う。

4 検査の受付は、認知機能検査申込書（別記様式第1号）により行うものとする。

#### 第7 手数料の納入

手数料は、認知機能検査申込書に手数料相当額の岐阜県収入証紙を貼付して納入するものとする。

#### 第8 検査の実施要領

検査は、別途定める「認知機能検査の実施要領」に従い厳格に実施するものとする。

なお、検査員は、受検者が無用の不安や誤解を抱かないよう十分な説明を行うとともに、その言動に留意すること。

#### 第9 検査結果の再交付

受検者が検査結果を通知する書面（認知機能検査結果通知書）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことによりその再交付を申し出たときは、認知機能検査結果通知書再交付申請書（別記様式第2号）の提出を受け、再交付するものとする。

#### 第10 検査結果の登録

検査結果は、運転免許課及び検査を実施した各講習センターにおいて、運転者管理システムに登録することとし、登録内容に変更があった場合には、確実に修正を行うものとする。

なお、運転者管理システムによる臨時適性検査や臨時高齢者講習等の該当の有無判定は、検査の結果の登録順に行われるため、検査の複数回受検については、必ず受検した時系列に従って登録を行うこと。

#### 第11 検査用紙等の保存

1 検査用紙及び採点補助用紙は、検査実施後、運転免許課において4年間保存する。

2 認知機能検査結果通知書の副本は、運転免許課において1年間保存する。

#### 第12 検査に伴い作成する通知書等

検査の実施に伴い作成する関係書類のうち、法、政令、府令、要領等に定めるもの

のほかは次のとおりとする。

1 臨時認知機能検査の撤回通知書（別記様式第3号）

臨時認知機能検査該当者が除外事由に該当することとなった場合に、検査の通知を撤回するもの

2 臨時高齢者講習の撤回通知書（別記様式第4号）

臨時高齢者講習該当者が除外事由に該当することとなった場合に、講習の通知を撤回するもの

3 臨時適性検査通知書（別記様式第5号）

検査の結果、基準該当者（法第102条第1項に規定する認知症のおそれがあるものとして府令で定める基準に該当する者）となった場合に、臨時に適性検査を行う旨を通知するもの

4 診断書提出命令書（別記様式第6号）

検査の結果、基準該当者となった場合に、府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるもの

5 臨時適性検査等の撤回通知書（別記様式第7号）

3又は4により、通知又は命令を受けた者が、除外事由に該当することとなった場合に、臨時適性検査等の通知等を撤回するもの

第13 その他

1 検査員は検査の実施ごとに、認知機能検査実施報告書（別紙2）により実施状況を運転免許課長に報告すること。

2 検査結果について受検者から苦情や不服の申出を受けた場合は、当該受検者の氏名、連絡先、検査の実施状況、不服の内容等を記録し、運転免許課長に速やかに報告すること。

附 則（平成29年3月7日付け交免第398号）

1 この実施基準は、平成29年3月12日から施行する。

2 運転免許証の更新期間満了日が、平成29年9月11日以前である者に対する法第101条の4第2項に規定する認知機能検査については、なお従前の例による。

※別紙省略

## 認知機能検査申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会様

氏名 印

私は、認知機能検査（□更新時 □臨時 □任意）を受検したいので、申し込みます。

氏名			
生年月日	年	月	日
住所	TEL <      > -		
備考			

## 証紙貼付欄

ここに岐阜県収入証紙を貼ってください。


## 認知機能検査結果通知書再交付申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

### 申請者

氏 名

印

住 所	TEL <      > —
氏 名	
生年月日	年 月 日生
再交付を 申請する 理 由	

りんじにんちきのうけんさ てつかいつうちしょ  
臨時認知機能検査の撤回通知書

年 月 日

〒

住所

氏名

殿

岐阜県公安委員会

印

どうろこうつうほうだい じょう だい こう きてい りんじにんちきのうけんさ じっし つうち  
道路交通法第101条の7第1項の規定により、臨時認知機能検査の実施を通知しましたが、かき  
下記のとおり

年 月 日付で撤回したの通知します。

り 理 由

1 りんじにんちきのうけんさ りゆう いはん ひ つきまえ ひ いこう  
臨時認知機能検査の理由となった違反をした日の3月前の日以降に

- 認知機能検査を受けた
- 免許を受けた
- 適性検査を受け又は診断書を提出した

2 てきせいけんさ う また しんだんしょ ていしゅつ  
適性検査を受け又は診断書を提出することとされている

に該当することとなったため。

備 考

電話連絡 年 月 日 時 分

りんじこうれいしやこうしゅう てつかいつうちしょ  
臨時高齢者講習の撤回通知書

年 月 日

〒

住所

氏名

殿

岐阜県公安委員会

印

どうろこうつうほうだい じょう だい こう きてい りんじこうれいしやこうしゅう じっし つうち かき  
道路交通法第101条の7第4項の規定により、臨時高齢者講習の実施を通知したが、下記の

とおり 年 月 日付で撤回したの通知します。

り 理 由	りんじにんちきのうけんさ う ひいこう 臨時認知機能検査を受けた日以降に <input type="radio"/> 異なる種類の免許を受けた <input type="radio"/> 更新時の高齢者講習等を受けた <input type="radio"/> 新たな認知機能検査を受け、その結果が改善した ため。
備 考	

電話連絡 年 月 日 時 分

りんじてきせいけんさつうちしょ  
臨時適性検査通知書

第 号

年 月 日

〒

住所

氏名

殿

岐阜県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定結果のた

だい じょうだい こう  
第102条 第1項どうろこうつうほう だい じょうだい こう きてい りんじてきせいけんさ にんちしょう せんもんい しんだん  
め、道路交通法 第102条 第2項 の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）  
だい じょうだい こう  
第102条 第3項う つうち  
を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し

こりょく ていしなど しょぶん う  
または効力の停止等の処分を受けることとなります。てきせいけんさ か さだ ようけん み いし しんだんしょ ていしゅつ  
適性検査に代えて、道路交通法施行規則で定める要件を満たす医師の診断書を提出することができます。

てきせいけんさ おこな りゆう 適性検査を行う理由	
てきせいけんさ おこな きじつ 適性検査を行う期日	
てきせいけんさ おこな ばしょ 適性検査を行う場所	
備 考	

※ 道路交通法施行規則で定める要件を満たす医師の診断書とは、道路交通法施行規則第29条の3第5項に規定する、「認知症に關し専門的な知識を有する医師又は通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び通知を受けた者が認知症に該当しないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されているもの。」です。

受 領	年 月 日	受領者	印
-----	-------	-----	---

注 直接手交の場合は、控えに受領年月日、署名又は押印を受領すること。

しんだんしょていしゅつめいれいしょ  
診断書提出命令書

第 号

年 月 日

〒

住所

氏名

殿

岐阜県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定結果を受け認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法の規定により、指定する期日までに道路交通法施行規則第29条の3第3項で定める要件を満たす医師の診断書

の提出を命じます。

この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の取消し又は効力の停止等の処分を受けることとなります。

しんだんしょの提出を命ずる理由	にんちきのうけんさけっか認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け認知症のおそれ(疑い)があるため
しんだんしょの提出期限	年 月 日
その他必要な事項	しんだんしょの提出先 岐阜県警察本部 運転免許課 ※ 提出は、県内の運転者講習センター、各警察署の交通課の窓口でも可能です。

備考 道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件とは、「認知症に関し専門的な知識を有する医師又は命令を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成し、診断に係る検査の結果及び命令を受けた者が認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものである」ことです。

受領	年 月 日	受領者	印
----	-------	-----	---

注 直接手交の場合は、控えに受領年月日、署名又は押印を受領すること。

## 臨時適性検査等の撤回通知書

年 月 日

〒

住所

氏名

殿

岐阜県公安委員会 印

道路交通法

第102条第1項

第102条第2項

第102条第3項

の規定により、

診断書の提出

適性検査の受検

を命じたが、

かき  
下記のとおり

年 月 日 付けて撤回したの通知します。

理由

- 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなった
- 適性検査に代えて内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した。（法第102条第7項）
- 

備考

電話連絡 年 月 日 時 分